



安城明祥地区工業団地周辺

議会 だより

6月市議会から

平成16年度6月補正予算 歳入歳出560万円余と 債務負担行為を追加

当初予算以降新たに必要となる事業などに一般会計で30万円余と債務負担行為1件を、特別会計2会計で20万円を追加しました。

◆一般会計

総務費●30万円余／(仮称)防犯推進大会を開催するための印刷製本費など／市民会館会議棟の開館時間を7月から1時間延長するための委託料など
消防費●40万円／消防団員退職報償金の掛け金の増
債務負担行為●市道御幸本町8号線用地取得事業／平成16年から18年で限度額8700万円

市土地開発公社の経営状況

安城市土地開発公社の平成15年度事業・決算及び平成16年度事業計画・予算が、次のとおり報告されました。

平成15年度は、公有地取得事業として市道堀堀亀山線道路用地、荒曾根公園整備事業用地、一般廃棄物最終処分場再生事業用地など20事業で、面積8万700平方メートル余を47億6200万円余で、また、土地造成事業に係るものとして面積18万2220平方メートル余の安城明祥地区工業団地造成事業用地を40億5200万円余で取得。追田川(遊水地)河川用地、一般廃棄物最終処分場再生事業用地など15事業で、面積7万1270平方メートル余を24億7200万円余で安城市に売却しました。

この結果、15年度末で同公社が保有する用地は、安城明祥地区工

◆下水道事業特別会計

200万円／下水道使用料の過誤納還付金及び還付加算金

◆農業集落排水事業特別会計

10万円／下水道使用料の過誤納還付金及び還付加算金

安城都市農業振興協会の 経営状況を報告

デンパークを経営する安城都市農業振興協会の平成15年度の経営状況が、次のとおり報告されました。

平成15年度は、前年度より7327人少ない53万8980人(前年度比98・7%)の入園者があり、開園以来の入園者は48万2789人となりました。
平成15年度決算は、一般会計で



間もなく入場者数500万人を迎えるデンパーク

平成16年第2回安城市議会定例会を6月11日から28日まで開催し、提出された「平成16年度安城市一般会計補正予算」など13案件を原案どおり決定したほか、12件の案件が報告され、諮問議案1件を原案どおり答申しました。

14日と15日の一般質問には、11人の議員から教育、福祉、行財政など市政の各方面にわたる質問がありました。

この議会で決まった主な内容をお知らせします。なお、本会議の詳しい内容は、8月下旬に出来る「会議録」を、市役所1階の市政情報コーナーまたは中央図書館でご覧ください。また、安城市議会ホームページでも「会議録検索システム」を公開しています。

収入支出とも6億8300万円余。収入の内訳では、市からの補助金及び委託料3億8700万円余、入園料などの施設利用等収入が2億1600万円余、テナントからの運営協力金2200万円余、財

団が直接経営する販売事業の特別会計からの繰入金1360万円余などとなりました。支出の内訳では、管理費1億2200万円余、都市農業振興並びに地場産業発展事業で1億2900万円余、花とみどりのまちづくり事業費1億5100万円余、受託事業費2億5500万円余などとなりました。特別会計では収支とも9500万円余となりました。

開園8年目となる平成16年度は、一般会計で7億100万円余、特別会計で9000万円余の予算を計上し、旅行者、企業を始め、市内や県内の各団体などに今まで以上の営業活動を行うとともに、各事業の充実を図りながら一層の経営努力で集客力の向上に努めます。

業団地造成事業用地など22万1860平方メートル余、金額で85億3900万円余となり、経営状況を示す収益収支は99万円余の黒字となったため、準備金として整理しました。

平成16年度は、市道桜井赤松線道路用地、荒曾根公園整備事業用地、小学校新設事業用地などとして4万4910平方メートル余を取得し、新安城駅南駐車場新設事業用地などで合計4万530平方メートル余の売却を計画しています。

三河安城駐車場(株)の経営状況 当期は営業開始以来初の 経常利益を計上

市などが出資して新幹線三河安城駅北口前で「MAPパークビル」を運営している三河安城駐車場(株)の経営状況が、次のとおり報告されました。

第10期(平成15年度)は、付近のマンション開発が進んだことによる定期契約数の増加などで、駐車場利用料収入が前年度対比で12・5%伸び、営業収益も前年度より1000万円増進して1億2100万円余となったものの、借地料、駐車場内部鉄骨の部分塗装を実施した修繕費などの営業費用が1億4300万円であったため、当期営業損失は2200万円余となりました。一方、市とJAからの4

5000万円の補助金を含めた営業外収益5300万円余に対し、営業外費用が1500万円余であったため、1600万円余の経常利益を上げることができました。これは、平成8年9月の営業開始以来初めてのことであります。

第11期(平成16年度)は、引き続き定期や月ぎめの利用者、個人や大口の利用者を拡大するため、販売促進活動を進め、1億2000万円余の売上高と1億3400万円余の営業費用を見込み、さらに3500万円の補助金を含む営業外収益などをあわせて1400万円余の経常利益を予定しています。

議員の派遣を議決

この議会で、9月定例会開会前までの間に次のとおり議員を派遣することを決めました。

海外先進地行政調査及び姉妹都市表敬訪問(米國・ハンチントンビーチ市他) ▼7月3日～9日/山田稔議員、木村正範議員、野上忠一議員、土屋修美議員

海外先進地行政調査及び友好都市表敬訪問(アメリカ・コリング市他) ▼7月19日～25日/平林正光議員、細井敏彦議員、成田正規議員、加藤勝美議員、都築光哉議員

財産の取得

学習机・いす/三河安城小学校を

除くすべての小学校1年生・2年生と中学校1年生の学習机・いすを更新するため、5258セットを6299万円余で取得することが決まりました。児童・生徒の体格向上と大型化した教材に対応するため、これにより全小中学校での更新が完了します。

教育用コンピュータ機器/錦町・作野・桜井・今池の各小学校のコンピュータ教室の機器リース契約が終了するのにともない、代わりにコンピュータ機器を4137万円余で取得することが決まりました。

政府などに意見書を提出

6月28日、次の意見書2件を国の関係機関に提出することを決めました。

▽「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長に対する意見書」

▽「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書」

人権擁護委員に吉見さんと 石川さんを引き続き推薦

人権擁護委員の吉見幸造さん(弁天町・68歳)と石川義純さん(野寺町・70歳)が9月30日で任期満了となるため、引き続き推薦することを決めました。

一般質問のあらまし

教育



■絶対評価の状況は

問 市内8つの公立中学校における今春の卒業生の2年生と3年生の時の絶対評価の通知表で、中学校間と中学校内で同じ教科を受け持つ複数の教師間においてどのような評価の開きがあったのかを伺いたい。また、絶対評価基準は市内中学校間で統一するとともに、あらかじめ生徒、保護者に示すべきと考えるが、見解を伺いたい。

答 市内8中学校の絶対評価の差は、最大で0・18ポイントにとどまり、学校間格差はほとんどありませんでした。また、同一学校内の同一教科での比較においても従来の相対評価の際にあった程度の多少の差がある程度でした。これは、教育センターで絶対評価のあり方や算出方法などを研修し、情

報交換を行ってきた成果といえます。したがって、今後も大きな評価の差は生じないと思われ、評価基準の市内統一は考えておりません。また、評価基準の公表については、県教育委員会がホームページで公開していますので、生徒や保護者に見ていただけるように働きかけます。

■桜井小学校の移転改築は

問 桜井小学校の主な校舎や体育館は建築から40年以上が経過し、耐震性能が低く早急に改築する必要があると思われる。移転改築についての検討・協議がされているが、現在までの進捗状況及び今後の計画について伺いたい。

答 桜井小学校は老朽化も進んでおり、至急耐震化が必要です。当



移転改築する桜井小学校

初、現地での全面改築の方向で考えておりましたが、現地改築では工事期間中、児童の学校生活や地域の活動に多大な不自由を強いることから、移転改築の方向で進めることとなりました。

学校用地は2万平方メートル程度が必要となります。現在地から1km程度南の農地を候補地として移転先の選定を行い、候補地決定後は地権者への説明、農用地の除外の手続きを進めていきたいと考えています。建設のスケジュールとしては、17年度に用地取得、造成、校舎・体育館の設計、18年度、19年度で建設、19年度中に移転という工程で考えています。

また、跡地利用については、半程度を防災用空地として、地域の活動広場としての利用を図り、残りの半分は移転先の用地取得費・造成費の財源として確保したいと考えています。

■スポーツ行政の取り組みは

問 昨年の市民アンケートの結果では、「安城市出身のオリンピック選手の育成」や「社会体育と学校体育の融合を図り、青少年のスポーツ振興を進める」などの意見がでていたが、どのように取り組んでいるか。また、実際に安城市出身の女子柔道選手谷本歩実さんがオリンピックに出場するが、応援体制はどのように考えているか。



6月27日に開催された谷本選手の壮行会

答 市や体育協会が青少年を対象とした陸上など多数の種目の教室を開催しており、今後も青少年のみならず、各年齢層に適したスポーツ活動を奨励、援助するため、スポーツプログラムの充実や指導者の育成に力を注ぎます。また、学校運動部活動で優れた素質を持つ選手に対しては、学校体育組織を中心に、競技団体や企業などが連携して情報交換や研究協議できる場を充実させるよう支援したいと考えています。

なお、美園町出身の女子柔道の谷本選手がオリンピックに出場することは喜ばしい限りであり、市としても、市民に広く参加を呼びかけて壮行会を開催し、激励金を出し用意をしているほか、広報でオリンピック特集を組み、全市民で応援するという気運を高めたいと考えています。

■ソフトボール場に日よけの設置を

問 本市のソフトボール場B球場は、バックネット裏に日よけがないため、雨天時などには審判や記録員が大変苦勞している。日よけを設置できないか。

答 本市のソフトボール場は、県下でもめずらしいソフトボール専用の球場として平成13年7月にオープンしていますが、B球場はA球場のサブグラウンドとしての使用形態で設計したため、本部席や審判控室、記録員室は整備してありません。しかし、最近では公式の試合や大会も増え、A球場だけでなくB球場でも開催するようになってきましたので、野球場のB、C球場並に日よけや雨よけを来年度以降に整備するよう検討します。

市民生活



■防犯条例は

問 日本の安全神話は崩壊し、犯罪が高い水準で増加している。そこで市は防犯条例の策定を検討していると思いますが、策定に向けての進捗がよく状況についてお聞きしたい。

答 本年3月、「愛知県安全なまちづくり条例」が制定され、4月から施行されています。これは、多発する犯罪の防止のために、「地域

の安全は自分たちで守る」との意識を持ち、県民、行政、警察、事業所が一体となって安全なまちづくりを推進していくためのものです。

本市の条例につきましては、今年度中に策定する予定です。

具体的には、今後関係機関と調整しながら進めてまいります。市民、行政、警察、事業所の役割を明確にし、市民の防犯活動の支援を積極的に行っていきたいと考えております。

■(仮称)安城市民活動サポートセンターとボランティア団体との関わりは

問 来年1月にオープンを予定している(仮称)安城市民活動サポートセンターと現在のボランティア団体との関係をどのように考えているか。また、情報発信拠点としてどのような対応を考えているか伺いたい。

答 本市では、多くのボランティア団体が社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し、活発な活動を行っていますので、安城市民活動サポートセンターとしては、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携をしっかりと、両者が対等なパートナーとして市民活動の推進を目指すものと考えます。そして、社会福祉協議会のボランティア団体に加えて、NPO



サポートセンターが置かれる現在の秋葉レストハウス

や幅広い分野のボランティア団体にも登録をいただいで、活動の場の提供や情報の収集、提供などの支援を図ります。また、ボランティア活動の情報発信施策として、本年度は情報収集、提供、ホームページの開設、機関誌の創刊などを予定しており、17年度からはインターネットを利用した情報発信提供を計画しています。

■町内公民館への耐震改修補助は

問 町内公民館は各地域の防災拠点になるため、希望により無料の耐震診断を行い、耐震改修を進める必要があると思うが、耐震改修にあたっては、公共の施設に準じたものとして、耐震改修補助金制度を早急に決める必要があるのではないかと。

行財政



■談合問題に対する取り組みは

問 指名入札制度は談合を容易にする制度ではないかと考えられる。大胆な制度改革が必要ではないか。

答 入札の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底を図るため、16年度からは制限付一般競争入札の対象を設計金額3000万円以上の工事に拡大し、設計金額が1億円以上の工事については市内業者だけでなく、知立建設事務所管内を含む西三河地域の業者も参加できるように要件を設けて、自由で公正な入札が行われるようにしました。また、指名競争入札についても、指名業者数を増やし、従来入札前に公表していた業者名を入札後に公表とすることで、業者間の話し合いができていく環境づくりができたと思えます。今後も実施結果を見極めながら引き続き検討課題としていきたいと考えています。

都市整備



■南明治土地区画整理事業の進捗状況

問 南明治の土地区画整理事業については、先の議会で平成17年度から18年度までには取り組みをすとの答弁をされているが、そのように進んでいるか。

答 地域の住民の皆さんあるいは地権者の皆さんで組織する、まちづくり協議会と市の双方が目標年度に向けて取り組みを進めています。

まちづくり協議会の議論が進む過程で、地区内に多い小規模宅地と共同建て替えの検討、また個々の地権者、借地人などの区画整理後の移転、建て替え及び生活再建



計画が進む南明治土地区画整理事業区域周辺

を踏まえた土地利用のあり方が、その後の円滑な仮換地指定につながりますので、今年度はまちづくり協議会を通じて、これらの課題に一定の方向性を見いだし、事業計画の作成を図っていきたくと考えています。

■まちづくり条例の制定を

問 市長はさきの議会で、まちづくり条例の制定について「現段階では慎重にならざるをえない」と答弁しているが、他市では条例の制定により調整会を設置し、マンション建築について建築主と付近の住民が円満解決をすることができたという事例もある。やはり、まちづくり条例を制定すべきではないか。

答 現行の住宅地開発指導要綱では、道路など公共施設をとまなう戸建て開発20戸以上または地上6

を聞いた後、ISO9001の実施状況や新総合通信ネットワーク(衛星系)の装置(市役所内)、明祥地区工業団地(根崎町)など4か所を巡視しました。

6月24日●第2回定例会で審査を託された安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正など2議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

*経済福祉常任委員会
5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。

5月17日●委員会所管事項の説明を聞いた後、所管施設のあけぼの保育園(今本町)、榎前ごみ埋立最終処分場(榎前町)など10か所を巡視しました。

6月2日●部会を開催し、財団法人安城市農業振興協会と社会福祉法人安城市福祉事業団の平成15年度事業及び決算報告の説明を聞き、質疑を行いました。
*市民文教常任委員会
5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。

5月14日●委員会所管事項の説明を聞いた後、桜町小学校(桜町)、市民ギャラリー・埋蔵文化財センター(安城町)など5か所を巡視しました。
5月19日●所管施設の作手高原野

外センター(南設楽郡作手村)を巡視しました。

6月22日●第2回定例会で審査を託された印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例など5議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。

*建設常任委員会
5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。

5月13日●委員会所管事項の説明を聞いた後、所管施設の大池公園(大東町)、南部浄水場(和泉町)など9か所を巡視しました。

6月18日●第2回定例会で審査を託された道路占用条例の一部を改正する条例など5議案を審査し、いずれも原案どおり可決しました。
*議会運営委員会
4月30日●第2回臨時会の議事運営について協議しました。

5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。
6月4日●第2回定例会の議事運営について協議しました。

6月24日●第2回定例会最終日の議事運営について協議しました。
*議会改革検討委員会
6月24日●新しい委員11人を委嘱し、正副委員長を選出した後、議長が諮問事項6項目を諮問しました。

階以上の集合住宅を対象として、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成の実現を図っています。条例化することにより建築主の役割、市の役割、手続きのルールなどの明文化を図ることができるといふメリットはありますが、紛争が生じた場合には自主解決が原則であることは変わりません。また、要綱であっても地域住民への説明や周辺環境への配慮、紛争の自主解決を促しており、事業者も要綱を守っていただいています。したがって、現行どおり要綱での対応で足りると考えます。

産業振興



■地域水田農業ビジョンの取り組み

問 国では「米政策改革大綱」が策定され「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指して改革が推進されているところであるが、市としても、今年度から地域水田農業ビジョンに取り組み計画であると聞いている。その内容を伺いたい。

答 国においては、本年度からの「米政策改革」において、地域の創造性を生かした米づくりと市場主義に基づいた農業者の主體的な判断による米づくりを基本とした

*広域行政特別委員会
5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。

6月25日●衣浦東部広域連合の発足後の状況についてなど3つの議題について説明を聞き、質疑をしました。

*市街地活性化対策特別委員会
5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。

6月21日●南明治土地区画整理事業の取り組みなど4つの議題について説明を聞き、質疑をしました。

*行政改革特別委員会
5月11日●新しい委員会として設置し、正副委員長の互選などを行いました。
6月23日●行政改革の現状と今後

地域水田農業をつくりあげようとしています。この結果、米の生産、流通、消費の現場に市場原理が作用し、産地間競争や価格競争が見込まれます。
本市における水田農業ビジョンについては、従来から市、JA、県農業改良普及課の3者が一体となつて取り組んでいる集落農場構想を進め、基幹的作業を担い手に集中し、効率かつ安定的な農業経営を推進しつつ、生産面では環境に配慮した生産方法を取り入れ、消費者の需要動向に即した「売れる農産物」の安定的生産を進めていくこととしています。

委員会の活動状況

3月定例会閉会以降、6月定例会閉会までの各委員会の活動状況は次のとおりです。

*総務企画常任委員会
5月11日●新しい委員会を構成し、正副委員長の互選などを行いました。
5月18日●委員会所管事項の説明

の取り組みについて説明を聞き、質疑をしました。

*公共工事の入札に関する調査特別委員会(百条委員会)
4月19日●3業者の5人と市職員3人を参考人として呼んで事情聴取をしました。

4月26日●3業者の3人と関係会社1社の2人を参考人として呼んで事情聴取をしました。
5月11日●参考人として招致済みの15業者の33人と関係会社1社の2人に対して証人取問を実施することを決定しました。

5月21日●7業者の17人と関係会社1社の2人を呼んで証人取問をしました。
5月28日●8業者の16人を呼んで証人取問をしました。

議会一〇ヶ月

定例会と臨時会

市町村に議会が置かれているとはいっても、議会は年がら年中会議を開いているわけではありません。基本的には毎年定められた時期に、期間を限って、集中的に審議を行う仕組みがとられています。

地方自治法では、市町村は毎年4回以内において条例で定めた回数だけ、定期的に議会を開催することとされており、このような議会を「定例会」と呼んでいます。定例会は付議事件がなくとも必ず招集しなければなりません。

一方、必要がある場合において、その事柄に限って審議するために招集される議会を「臨時会」と呼んでいます。

臨時会で審議する事柄はあらかじめ告示しなければならず、原則としてその事柄以外の事柄を審議することはできません。ただし、取り急ぎ行わなければならない事柄、いわゆる「急施事件」は、告示することなくただちに臨時会に付議することができます。